小金井北高等学校　校則

本校生徒は,心身ともに健康で,充実した学校生活を送るために,教育目標の精神を良く理解し,次の決まりを守らなければならない。

1 学校生活一般

充実した学校生活を送るために,日常の健康管理に心掛け,教科学習や教科外活動に積極的に参加する。さらに,人格の形成や生活環境を整えることなどのために,次のことを実行する。

(1) 何事にも積極的に情熱をもって臨み,くじけることなく最後まで努力する。
(2) 先生,職員,来校者には常に明朗なあいさつを忘れず,はきはきした応答ができるようにする。
(3) 学校内の清掃には,各自が気を配り,常に望ましい学習環境を保つ。
(4) 活気のある授業にするために,予習復習を徹底し,内容の理解に努める。
(5) 部活動,その他の学校行事等に,積極的に参加する。
(6) 時間厳守を励行する。
(7) 飲酒喫煙,怠業,暴力行為等を厳禁する。
(8) 火災,地震等の災害時には,慌てず,指示どおりに行動する。

2 登校・下校

(1) 始業時刻 5 分前までに登校し,教室に入る。
(2) 通学の際には,履物は原則として短靴(サンダル類や靴の踵をつぶして履くことは不可)を用いる。
(3) 通学時には,特に交通道徳を遵守し,事故に注意するとともに,節度ある態度や行動を心掛ける。
(4) 登下校は指定された門から出入りする。
(5) 下校時刻については時程表参照。
(6) 自転車通学を希望する者は,学級担任を通じて,生徒部へ自転車通学願を提出し許可を受ける。その場合,学校指定の登録ナンバー入りのステッカーを自転車に貼付する。
(7) 原動機付自転車,自動二輪車,自動車による通学は厳禁する。
(8) 登校後は授業終了まで外出は認めない。但し,やむを得ぬ場合には,学級担任等を通じて所定の手続きをとり,許可を受ける。
(9) 休日の登校は原則として認めない。長期休業中の登校は別に定める。

3 校内生活

(1) 全校集会等
集合,解散は司会者の指示に従い,迅速,静粛に行う。
(2) 授業
ア 授業に対しては,常に意欲的な態度で臨む。そして,各自が他人に迷惑をかけないように注意する。
イ 遅刻した時は教科担任の許可を得てから自分の席に着く。
ウ 許可なくして決められた座席を変更しない。
エ 自習時間には,他の教室の妨げとならないように,教室で静かに自習する。

（3）日直の任務

ア 授業の始めと終りには「起立,礼,着席」の号令を掛け,挨拶する。

イ 清掃終了後,学級担任（副担任）のもとに,記入した学級日誌を持参する。

（4）出欠席等

ア 病気,事故等で欠席するときは，必ず保護者から事前に学校指定のクラウドサービス等を利用して連絡する。

イ 遅刻したときは，所定の手続きにより学級担任等に届け出る。

ウ 欠課,早退するときは,事前に所定の手続きにより学級担任等に願い出て,許可を受ける。

エ 学校が認めた公式試合等に出場する場合や,進学,就職等で受験するときは公欠扱いにする。事前に顧問,学級担任等を通じて所定の手続きをとり許可を受けて教科担任に提出する。

オ 忌引の場合は,事前に保護者が学級担任等に電話等で連絡し,事後,所定の手続きにより学級担任に届け出る。

忌引日数

親族が死亡したとき

1 親等（父母）……7 日以内

2 親等（祖父母・兄弟姉妹）……3 日以内

3 親等（伯叔父母・甥姪）……1 日以内

（曾祖父母は祖父母に準ずる）

親族の追悼や祭祀を行うとき

1 親等（父母）・2 親等（祖父母・兄弟姉妹）……1 日以内

（葬祭のため遠隔地に旅行する場合には実際に要する往復日数を加算して忌引とする。）

（5）台風等気象に関する「警報」の発令に伴う対応について

生徒手帳 P26 を参照する。

（6）所持品

ア 所持品には必ず記名する。

イ 日常学校に持参する金銭（必要最少限）や貴重品は常に身に付けておく。

ウ 生徒手帳,生徒証は常に携帯する。

エ 金品を遺失,拾得したとき,また,盗難に遭ったときは,学級担任等に届け出る。

（7）校舎,校具等の使用

ア 学校の施股,校具等を使用するときは大切に使う。破損または紛失したときは,直ちに学級担任等に届け出て指示を受ける。

イ 休日以外のホームルーム,部活動等で,校具,施設を使用する場合は,前もって学級担任等に願い出て許可を受ける。

（8）学習環境の整備

学習効果を上げるためには,望ましい学習環境を維持していくことが必要である。そこで次のことを実行する。

ア 授業,部活動等で使用した教室,施設等の清掃を徹底する。

イ 特別教室及び準備室については,その担当の先生の指示に従い,整備に努める。

ウ 学校の施設,校具等を汚したり,破損したりしない。

（9）集会,出版,掲示等

ア 学校の内外を問わず,集会,印刷物の発行,配布,掲示,調査活動等を行うときは，事前に学級担任等を通じて所定の手続きをとり,許可を受ける。

イ 掲示は，許可印を受けたものを所定の場所に掲示し,掲示した者は責任をもって撤去する。

（10）生徒会活動

ア 担当の先生の指導の下に行う。

イ 生徒会規約に従う。

（11）その他

ア 校舎内は所定の上履を必ず使用する。

上履,下履,体育館履の区別は厳しく守る。

イ 学校で指定した立入禁止区域には絶対に入らない。

4 校外生活

(1)校外においても,本校の生徒としての自覚を常に忘れず行動する。

（2）高校生の出入りが禁止されている場所へは立ち入らない。

（3）アルバイトは,原則として禁止する。やむを得ない場合は,学級担任に相談し,指導を受けた後、所定の手続きを済ませる。